

平成 31 年定例会 2 月定期議会 産業建設常任委員会調査報告書

○委員会報告（12 月 7 日）…………… 3

1. 平成 30 年定例会 12 月定期議会中の調査事項について

○委員会報告（12 月 12 日）…………… 4

所管事務調査 <産業経済部>

1. 指定管理者の指定について
2. 12 月定期議会補正予算について
3. 登米市公園等条例の一部を改正する条例について

○委員会報告（12 月 13 日）…………… 8

所管事務調査 <建設部>

1. 登米市営住宅条例の一部を改正する条例について
2. 12 月定期議会補正予算について
3. 主要事業の進捗について

○委員会報告（12 月 18 日）…………… 11

1. 委員会報告書について
2. 陳情書・意見書について
3. 常任委員会による提言等について
4. 年間活動計画について

○委員会報告（1 月 15 日）…………… 13

所管事務調査 <産業経済部>

1. 「日本遺産」の認定に向けた取組について
- <委員会>
2. 平成 30 年度年間活動計画の確認について
 3. 常任委員会による提言等について

平成 31 年 3 月 7 日
産業建設常任委員会

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 30 年 12 月 7 日(金) 午後 4 時 30 分～午後 5 時
2. 場 所：登米市役所迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事件および目的
(1) 12 月定期議会中の調査事項について
4. 参 加 者：委 員 長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野 晃、關 孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、
伊藤 栄
(事務局) 主 査 菅原 仁
5. 概 要：以下のとおり

(1) 平成 30 年定例会 12 月定期議会中の調査事項について

12 月定期議会中の所管事務調査については下記のとおり決定した。

12 月 12 日 (水)

- 13 : 00～ <産業経済部> ・指定管理者の指定について
・ 12 月定期議会補正予算について
・ 登米市公園条例等の一部改正について
・ 議会による事務事業評価について
・ 産業経済部補助事業について
・ その他

12 月 13 日 (木)

- 10 : 00～ <建 設 部> ・登米市営住宅条例の一部を改正する条例について
・ 12 月定期議会補正予算について
・ 主要事業の進捗について
・ その他

12 月 18 日 (火)

- 10 : 00～ <委 員 会> ・委員会報告書について
・ 陳情書の取り扱いについて
・ その他

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 30 年 12 月 12 日（水） 午後 1 時～午後 4 時 45 分

2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室

3. 事 件

＜産業経済部＞

（1）指定管理者の指定について（平筒沼ふれあい公園）

（2）12 月定期議会補正予算について

（3）登米市公園等条例の一部を改正する条例について

（4）その他

4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、
伊藤栄

（産業経済部）産業経済部長 阿部孝弘
産業経済部次長 高橋一紀
産業振興課長 遠藤亨
産業連携推進課長 千葉昌彦
産業戦略専門監 木村健喜
農産園芸畜産課長 千葉清記
商業観光課長 新田公和
産業振興課課長補佐 山形敦

（議会事務局）主査 菅原仁

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

(1) 指定管理者の指定について（平筒沼ふれあい公園）

○概 要

施設名称	平筒沼ふれあい公園
募集方法	公募
指定管理の期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日（5 年間）
団体の名称	吉田コミュニティ運営協議会
管理業務内容	利用許可に関する業務、利用料金に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、ほか条例の目的を達成するために必要な業務
指定の理由	当該施設の所在する地域のコミュニティ活動を実践している団体であり、地域や観光公園の特性を理解し適切な管理運営を安定的に実施する能力と体制を備えている。独自のホームページを作成し、利用予約状況やイベント情報を発信していることや、自主作成している平筒沼マップにより観光施設として広く周知され、利用者拡大に期待ができる。環境保全を行うため、中央広場利用者にはゴミ袋を有償配布し、ゴミの持ち帰りを促進していることや、公園だけではなく沼の水質浄化、保全活動が計画されている。
以前の指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

(2) 12 月定期議会補正予算について

○概 要

<主なもの>

6 款（農林水産費） 1 項（農業費）

■農業次世代人材投資事業（経営開始型） … 261 千円

次世代を担う青年就農者の経営確立を支援するため、経営が不安定な就農直後（5 年以内）の所得確保を目的に給付金を交付するもの

1) 事業概要

- ・対象者：45 歳未満で独立・自営就農する認定農業者
- ・交付額：独身者 1,500 千円／年、夫婦 2,250 千円／年
※給付金を除く本人の前年所得が 1,000 千円以上となった場合は交付額が変動、3,500 千円を超えた場合は交付停止

2) 交付期間

- ・最長 5 年間

3) 補正理由

- ・平成 30 年度の交付見込みにより増額補正するもの
当初計画 20 人（うち夫婦 2 組）に対し、年度後半から新たに経営を開始する 2 人（1 組）及び前年所得により交付対象となった 2 人（1 組）で交付人数は 24 人（うち夫婦 4 組）となったため。

■有機センター管理運営事業 … 2,229 千円

1) 事業概要

有機センター 3 施設において、機械設備等の故障が発生したため、修繕を行い有機センターの円滑な管理運営を行う

2) 修繕箇所

- ・迫有機センター：攪拌機跳ねよけカバーの交換修繕・・・369 千円
- ・とよま有機センター：攪拌機操作ボックス修繕・・・357 千円
- ・とよま有機センター：ブロワー用送風機配管修繕・・・460 千円
- ・石越有機センター：攪拌機シーケンスセンサー修繕・・・1,311 千円

(3) 登米市公園条例等の一部を改正する条例について

○概 要

1) 石越高森公園の今後の管理運営等について

今後2年間について、パークゴルフ場は直営管理、遊園地については非公募による指定管理を行う。その後3年間で指定管理とする一体的な指定管理に移行する。

5年後の遊園地運営の終了を見据え、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に利用されるよう、無料の遊具やバーベキュー広場などの必要な施設について検討を行い、新たな公園として整備を進める。

2) 使用料設定の考え方

パークゴルフ場は、市民の健康増進につながる施設であること、交流の促進を目指す施設であることから、市民のみならず、より多くの皆さんに利用される施設となるよう運営していく必要がある。

使用料の設定に当たっては、利用しやすい施設となるよう、県内の公認パークゴルフ場の使用料の状況を考慮し、県内の54ホールの公認パークゴルフ場の料金と同額の高校生以上600円、小中学生は300円とした。

○所 見

本件は高森パークゴルフ場運用開始に伴う、石越高森公園のルールを改めるものである。交流人口拡大に期待する条例であるが、これまで生涯学習的施設として事業を進めてきた経緯もあり、多様なケースについての内容に踏み込んだ質疑では、明確に整理がついていない状況であった。教育部から産業経済部に所管が移ったとはいえ、時間のないところでもあるが連携をしっかりと取りながら、利用者の立場に立った手立てを設定するよう期待する。

産業建設常任委員会行政視察報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 30 年 12 月 13 日（木） 午前 10 時～午後 3 時 30 分

2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室

3. 事 件

＜建設部＞

（１）登米市営住宅条例の一部を改正する条例について

（２）12 月定期議会補正予算について

（３）主要事業の進捗について

4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、
伊藤栄

（建 設 部）建設部長 首藤正敏
建設部次長 千葉清
土木管理課長 伊藤勝
道路課長 細川宏伸
用地専門監 佐々木勝彦
住宅都市整備課長 小野寺憲司
まちづくり専門監 阿部信広
営繕課長 千葉伸一
下水道課長 星洋徳
土木管理課課長補佐 高橋浩昭

（議会事務局）主査 菅原仁

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

(1) 登米市営住宅条例の一部を改正する条例について

○概 要

登米遠見台集会所を主として利用している関係行政区に対して無償譲渡を行うため、本条例の一部を改正する。

1) 利用状況

町内会での諸行事、各種会議など、地域住民のコミュニティ活動の場として利用されており、火災共済保険料は市が負担しているが、光熱水費等の管理費用は利用者が負担している。

2) 今後の予定

登米市集会施設適正化推進計画に基づき、登米遠見台集会所を普通財産化し、平成 31 年 4 月に遠見台町内会へ無償譲渡を行う予定。

(2) 12 月定期議会補正予算について

○概 要

(主なもの)

■土地取得補助金・・・3,000 千円

一次分譲時点で当初予定していた件数に達したため、二次分譲分へ 1,500 千円×2 件分の補正を行うもの。

(3) 主要事業の進捗について

○概 要

■大東地区雨水排水整備事業・・・1,640,000 千円

大東地区の排水先である排水路「川西第 4 号幹線排水路」の狭窄部分の改修工事が終了し、「川西第 6 号幹線排水路」の一部工事の発注を行った、計画では平成 33 年度までに完了予定。

■小学校通学路内ブロック塀等実態調査の進捗状況について

市内の小学校を中心とした概ね 500m以内の通学路に面して設置されているブロック塀等で、道路から高さが1mを超えるもの（擁壁上のものは高さが0.4mを超えるもの）を対象とし調査を行う。

・調査内容

調査エリア内に設置されているブロック塀等について、倒壊する危険性がないか宮城県と合同で、安全性についての実態調査を行う。

・調査機関

平成30年12月5日から平成31年3月中旬（予定）

■都市計画マスタープランの見直しについて

現行計画は、平成20年3月に策定した計画を基本とし、都市計画区域の拡大・統合、東日本大震災以降の社会・経済情勢の変化、景観条例をはじめとした法制度の変遷などを踏まえて、平成26年10月に修正を行っている。

今回の見直しでは、平成27年度に「第二次登米市総合計画」を策定したこと、「登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、人口ビジョンとして42年後の2060年までの長期的な人口の見通しを明らかにしたこと、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路整備の進捗により、本市を取り巻く広域交通体系の利便性の更なる向上が期待されることから、これらの状況を踏まえ、都市計画マスタープランについて、実情に合わせた見直しを行う。

・今後のスケジュール

平成31年3月・・・都市計画マスタープラン改定素案の取りまとめ

○所 見

大東地区の雨水排水対策として、川西6号幹線の一部工事が発注された。併せて、県の長沼川改修工事が進められているが、市街地の浸水被害軽減のため、長沼川放水路及び調整池の整備、長沼排水機場の早期完了を求める。

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 30 年 12 月 18 日（火） 午前 10 時～午前 11 時 50 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 協 議
 - （1）委員会報告書について
 - （2）陳情書・意見書について
 - （3）常任委員会による提言等について
 - （4）年間活動計画について
4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、
伊藤栄

（議会事務局）主査 菅原仁
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

(1) 委員会報告書について

○概 要

平成 30 年 9 月 12 日以降行った、所管事務調査並びに現地調査に係る委員会報告書の内容について、確認を行った。

(2) 陳情書・意見書について

○概 要

付託された、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書については、配布に留めることとする。

(3) 常任委員会による提言等について

○概 要

常任委員会による意見書の内容及び提言の内容について確認及び修正を行った。

(4) 年間活動計画について

○概 要

年間活動計画について、年度末に向けた今後の活動について確認を行った。

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 31 年 1 月 15 日（火） 午前 10 時 30 分～午後 0 時 5 分

2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室

3. 事 件

＜産業経済部＞

（1）「日本遺産」の認定に向けた取組について

（2）平成 30 年度年間活動計画の確認について

（3）常任委員会による提言等について

4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、
伊藤栄

（産業経済部）産業経済部長 阿部孝弘
産業経済部次長 高橋一紀
産業振興課長 遠藤亨
産業連携推進課長 千葉昌彦
産業戦略専門監 木村健喜
農産園芸畜産課長 千葉清記
産業振興課課長補佐 山形敦

（議会事務局）主査 菅原仁

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

(1) 「日本遺産」の認定に向けた取組みについて

○概 要

■日本遺産を通じた地域活性化計画及び日本遺産魅力発信推進事業の概要

北上川とともに生きてきた証である北上川の歴史を再認識し、構成文化財を次の世代へ受け継ぎ、観光資源として活用することにより、地域の活性化を図る

- ・情報発信：日本遺産の認定と北上川の歴史や魅力ある風景を国内外へ発信する。
- ・公開活用のための整備：日本遺産をより多くの人々に認識していただく環境づくりを進める。
- ・普及啓発：日本遺産に対する市民の理解を深め、地域に対する愛着や誇りを育む。
- ・人材育成：日本遺産ガイドや地域プロデューサーの育成を図る。

○所 見

日本遺産の認定にかかる構成のコンセプトについて、概要の説明があった。内容については北上川の舟運に限らず、河川がもたらした関連資料にまで及んでいる。記載内容については直接的な事項に絞ったほうが明確になるのではないかと。十分に関係機関の意見を参考にし、万全を尽くされたい。

(2) 平成 30 年度年間活動計画の確認について

○概 要

平成 30 年度末に向けた委員会の活動について確認をおこなった

(3) 常任委員会による提言等について

○概 要

産業建設常任委員会による提言の内容について確認、政策企画調整会議へ報告する。